

〜手続きをお忘れなく〜
平成27年度 臨時福祉給付金

消費税の引き上げの影響などを踏まえ、所得の少ない方々の負担に配慮した暫定的・臨時的な措置として、今年度も「臨時福祉給付金」を支給します。対象と思われる方には、8月17日(月)に「臨時福祉給付金」申請書を発送します。忘れずに手続きしてください。

臨時福祉給付金

- 対象者／次の①②の全てに当てはまる方
 - ①平成27年1月1日時点で本市に住民登録している方(1月2日以降に市外へ転出された方も含む)
 - ②平成27年度市県民税が課税されない方
 ※課税者に扶養されている場合や、生活保護を受給している場合は対象外となります。
- 申請期間／8月17日～11月30日(当日消印有効)
- ※今回は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」どちらの要件にも該当する方は両方を受給できます。「子育て世帯臨時特例給付金」については、市政日より6月号をご覧ください。
- 支給額／1人当たり6千円(1回限り)
- 申請方法／8月17日(月)に対象と思われる方に申請書を発送します。必要事項を明記の上、返信用封筒に申請書と添付書類を同封し、郵送で
 - 添付書類
 - ①本人確認書類のコピー(申請書に記載されている方全員の運転免許証や健康保険証、身体障害者手帳など)
 - ②振込口座の通帳などのコピー
 【申請者が名義人になっていないもので、口座名義人(力ナ)、店番号、口座番号が記載された表紙裏面】
 - 支給方法／審査後、支給対象と認められた方に支給決定通知を送付の上、給付金を指定口座に振り込みます。
 ※振り込みは10月以降。

臨時福祉給付金Q&A!

給付金の相談はどこでできるの？

A コールセンターと相談窓口で相談できます。

申請に関する問い合わせ

給付金コールセンター

☎0120-114-9292

【8月17日～11月30日

月～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

相談窓口

市役所2階に専用窓口を開設。

【8月17日～11月30日

月～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

制度に関する問い合わせ

厚生労働省コールセンター

☎0570-037-1192

【月～金曜日(祝日を除く)

午前9時～午後6時

1月2日以降に本市に転入した場合の給付金の申請は？

A 1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。

申請期間や手続きは市区町村により異なりますので、該当の市区町村にお問い合わせください。

毎月支給されるの？

A 1回限りの支給です。

来年も給付金は支給されるの？

A 未定です。

国の平成28年度予算案の編成過程で検討されます。

詐欺にご注意!

給付金の支給を装った「なりすまし詐欺」「個人情報の聞き出し」にご注意ください。
■本市では、銀行やコンビニエンスストアなどでATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。
■おかしいと感じたら、県警本部相談専用電話(#9110)、福島警察署 ☎522-2121へ通報してください。

みんなが誇れる

県都「中核市」ふくしまへ 第3回

中核市移行によるメリットとは？

昨今わが国では、少子高齢化による人口減少が進むなど、社会に大きな変化が生じています。このような中、訪れてみたい、企業活動の拠点にしたいと思わせる、魅力ある選ばれる都市づくりが今後ますます重要になります。

本市は、「市民主役の市政」により「みんなが誇れる県都ふくしま」を実現するための施策の一環として、平成29年度を目標に中核市への移行を目指しています。 ■問／中核市移行推進室 ☎515-6015

1 事務の効率化と スピードアップ

例えば、身体障害者手帳の交付事務は、申請の受け付けから手帳の交付までの全ての事務を市で行う事により、事務処理の流れが一元化され、交付までの期間を現在より大幅に短縮できます。

2 きめ細かで地域の実情に配慮した市民サービスの提供

市民生活に密着した多くの事務を県から受ける事で、条例により市独自の基準を設けることが可能になり、市民の皆さんの声を市政に反映したまちづくりを進められます。

例えば、保育所や特別養護老人ホームの設備や運営に関する基準を独自に設定することができるようになります。また、民生委員の定数も、地域の実情に即して、市で決定できます。

産業廃棄物の不法投棄などは、直接、事業者へ指導できるようになります。

3 安全・安心な体制の整備

今まで県が行っていたデング熱などの感染症や食中毒の対策を、市民に最も身近な市役所が主体的に責任を持って対応できるように、危機管理体制の強化が図られ、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを守ります。

また、市が自らの判断により直接実施することで、迅速な対応が可能になります。

さらに、市で行っている母子・成人に対する健康診査・相談の業務に、県が行っていた感染症・精神保健・難病・結核に関する業務を加えることで、幅広い対応ができるようになります。

4 都市のイメージアップ

政令指定都市に準じた都市と位置付けられるため、南東北を代表する拠点都市としてのイメージがアップし、知名度や存在感が高まり、交流人口の増加や、企業立地の促進が図られるなど、地域経済の活性化が期待されます。

5 国に対して発言力の拡大

国の各種施策について県を仲介せずに直接国とやりとりできる部分が多くなります。また、全国の中核市で構成する中核市長会においては、中核市が抱える課題に対応するため、国や関係機関に対して政策提案や意見の提言を行っています。

